

令和8年6月9日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、小久保鉄筋工業株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1921

建設産業第一課 課長 征矢（そや） （内線：6141）

建設産業第一課 課長補佐 杉本（すぎもと） （内線：6696）

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
小久保鉄筋工業株式会社	国土交通大臣許可 (般-7) 第29505号	小久保 和成	埼玉県 熊谷市

2 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

全国における鉄筋工事業に関する営業の全部

(注1)「鉄筋工事業に関する営業」とは、注文者から鉄筋工事を請け負う営業をいう。

(2) 期間

令和8年6月24日から令和8年6月26日までの3日間

3 処分理由

小久保鉄筋工業株式会社の代表取締役は、同社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、労働者3名に対し、令和6年6月21日から令和6年7月20日までの間に、1年単位の変形労働時間制に関する協定、時間外労働及び休日労働に関する協定に定めた時間を超えて、時間外労働及び休日労働をさせた。

この件について、令和8年1月9日、大宮簡易裁判所から同社及び同社代表取締役が労働基準法違反で略式命令（いずれも罰金30万円）を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

以 上